

参考資料2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参考2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参2-1 駐車場整備地区の設定について

- 駐車場整備地区は、自動車交通が輻輳している地区等を対象に設定
- 周辺地域を含んで設定する場合には、さらに約500m以内の地域を設定

＜地区設定の考え方＞

- 自動車交通が著しく輻輳する地区
- 当該地区の周辺の地区内において自動車交通が著しく輻輳する地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域
(出典：駐車場法より抜粋)
- 商業地域等と併せ一体として駐車需要に対する対策を講ずる必要がある場合には、周辺地域も指定可 (出典：総合的な駐車対策マニュアルより抜粋)

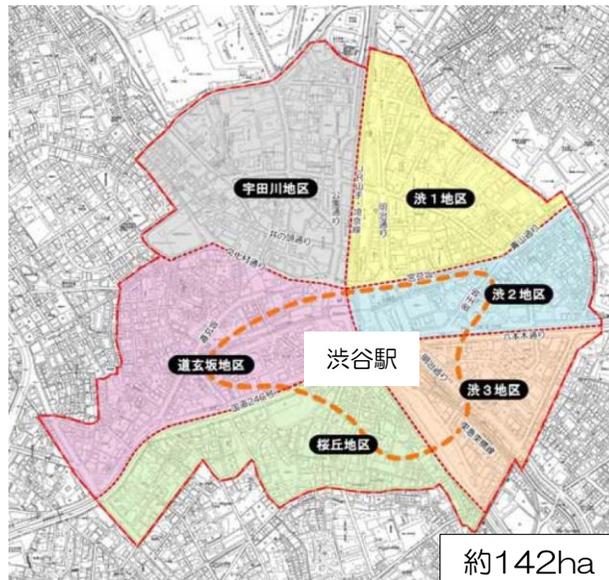
駐車場整備地区の核となる地域の周辺約500メートル以内の地域で、これらの地域の影響により自動車交通がふくそうしている地域

商業地域・近隣商業地域内の自動車交通が著しくふくそうしている地区

約500m

約500m

駐車場整備地区の設定イメージ



駐車場整備地区例（渋谷地区）

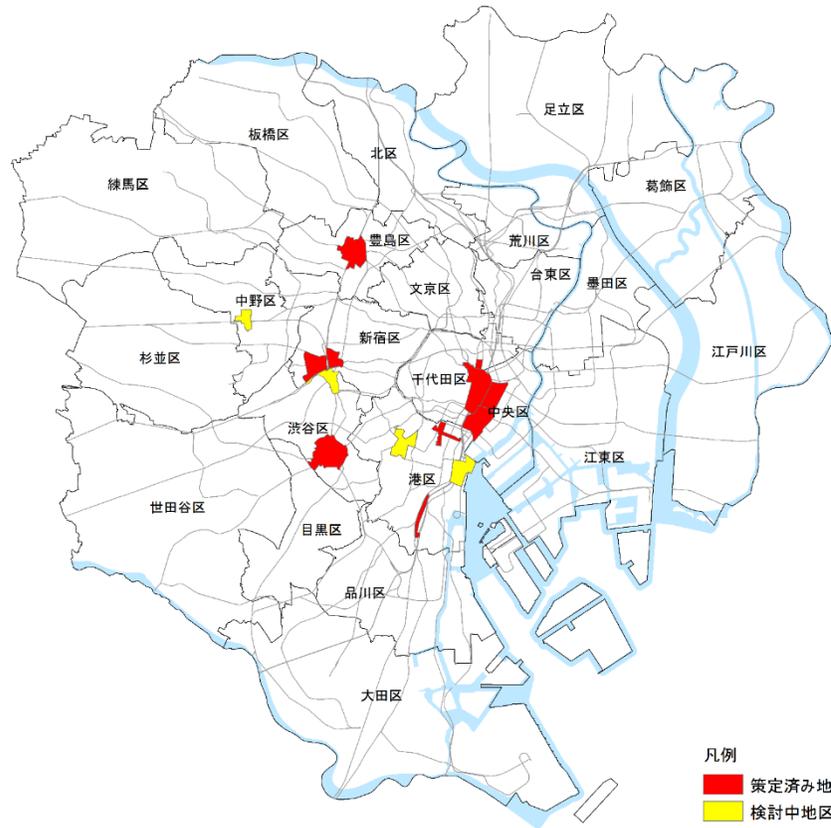


駐車場整備地区例（池袋地区）

参考2 駐車場整備地区・駐車場地域ルールについて

参2-2-1 駐車場地域ルールについて

- 駐車場地域ルールの策定主体組織は区又は市。
なお、現在、エリアマネジメント団体等による民間からの提案について、東京都駐車場条例検討委員会にて検討中
- 策定された地域ルールは、非営利型一般社団法人や地元関係者で構成された任意団体等にて運用するケースなど、複数存在
- 原因者負担のバランスを図る観点や地域ルールの運用経費を賄う観点から、附置義務駐車場の削減台数等に応じて協力金を徴収する制度を導入し、地域の駐車・交通対策に活用



策定済み（12地区）	
<input type="checkbox"/>	銀座地区
<input type="checkbox"/>	大丸有地区
<input type="checkbox"/>	渋谷地区
<input type="checkbox"/>	新宿駅東口地区
<input type="checkbox"/>	新宿駅西口地区
<input type="checkbox"/>	東京駅前地区
<input type="checkbox"/>	環状2号線・虎ノ門周辺地区
<input type="checkbox"/>	品川駅北周辺地区
<input checked="" type="checkbox"/>	内神田1丁目周辺地区
<input type="checkbox"/>	池袋地区
<input type="checkbox"/>	六本木交差点周辺地区
<input type="checkbox"/>	浜松町駅周辺地区
検討中（2地区）	
<input type="checkbox"/>	代々木地区
<input type="checkbox"/>	中野駅周辺地区

- 駐車場整備計画に基づく地域ルール
- 低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール
- 都市再生駐車施設配置計画に基づく地域ルール

参考2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参2-2-2 地方公共団体が駐車場地域ルールを運用しているケースについて

地区名		銀座地区 (H15. 12)	内神田一丁目周辺地区 (R2. 3)
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	都市再生駐車施設配置計画に基づく地域ルール
対象エリア		中央区銀座1～8丁目 (約85ha)	内神田一丁目周辺地区都市再生駐車施設配置計画の区域
地域ルール概要	附置義務基準緩和	—	○
	隔地・集約化	○	○
協力金等の制度	協力金	○隔地台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり100万円
	運用組織	○中央区都市計画課)	○千代田区景観・都市計画課
駐車施策の実施	協力金等の活用策	<ul style="list-style-type: none"> ○集約駐車場の整備に50万円/台の助成を実施 ○その他交通環境改善支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場のバリアフリー化助成 ・防犯カメラ設置等の助成 ・駐車場情報の提供システム設置工事の助成 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域整備協力に基づく事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の段差解消等のバリアフリー工事 ・車椅子対応駐車施設設置工事 ・路上駐車の抑止 ・荷さばき駐車施設の整備 (館内共同配送の導入等) <p style="text-align: right;">など</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○隔地駐車場維持管理状況の区長への報告義務 (毎年) ○集約駐車場への標示板掲示、駐車施設の譲渡・賃貸の際、維持管理についての事項の契約書への明示を義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○安心、安全のための交通施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・移動制約者が利用しやすい駐車場の整備 ・安全で快適な歩行空間の確保のための違法駐車の削減 ・共同荷さばき化、路外荷さばき駐車場への誘導システムの導入等の検討 <p style="text-align: right;">など</p>

参考2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参2-2-3 任意団体が駐車場地域ルールを運用しているケースについて①

地区名		大丸有地区 (H16. 9)	東京駅前地区 (H30. 7)	品川駅北周辺地区 (H31. 4)
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール
対象エリア		千代田区大丸有地区 (約119ha)	東京駅前地区 (約67.4ha)	品川駅北周辺地区 (約23.4ha)
地域ルール概要	附置義務基準緩和	○	○	○
	隔地・集約化	—	○	○
協力金等の制度	協力金	○削減台数1台あたり100万円 ○3割以上削減される場合、3割を超える分につき300万円/台	○削減台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり200万円
	運用組織	○大丸有地区駐車環境対策協議会	○東京駅前地区駐車環境対策協議会 ※協力金の取扱は中央区基金（銀座地区と同様）	○品川駅北周辺地区駐車場地域ルール推進協議会
駐車施策の実施	協力金等の活用策	○駐車環境対策事業の実施 ・循環バスの運行 ・駐車場ネットワークの整備に対する助成 ・駐車場利用情報の提供（空き情報、料金など） ・路上駐車車両の駐車場への誘導、指導 など	○まちづくり貢献策の実施 ・集約駐車場の整備の助成 ・共同利用可能な障害者用駐車施設の整備の助成 ・駐車場ネットワークの整備に対する助成 ・駐車場利用情報の提供（空き情報、料金など） ・路上駐車車両の駐車場への誘導、指導 など	○地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施 ・地域公共交通（巡回バス等）の運行支援 ・共同荷さばき駐車施設整備の助成 ・公共交通機関の利用促進策実施支援 など
	その他	○個々の建築物における対策の実施 ・利用しやすい構造、安全性に配慮した出入口の配置、車寄せの整備 ・荷さばき駐車施設の確保、物流の共同化に向けた荷受けスペースの整備 など	○個々の建築物における対策の実施 ・利用しやすい構造、安全性に配慮した出入口の配置、車寄せの整備 ・荷さばき駐車施設の確保、物流の共同化に向けた荷受けスペースの整備 など	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・周辺駐車場との一体的運営 ・集約駐車施設の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等） ・共同荷さばき駐車施設整備の支援 など

参考2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参2-2-4 任意団体が駐車場地域ルールを運用しているケースについて②

地区名		池袋地区 (R2.3)	六本木交差点周辺地区 (R3.7)	浜松町駅周辺地区 (R3.7)
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール
対象エリア		池袋駅東口地区及び池袋駅西口地区	六本木交差点周辺地区(約61ha)	浜松町駅周辺地区(約61.5ha)
地域ルール概要	附置義務基準緩和	○	○	○
	隔地・集約化	○	○	○
協力金等の制度	協力金	○削減台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり200万円
	運用組織	○池袋地区駐車場地域ルール運用協議会	○六本木交差点周辺地区駐車場対策協議会準備室	○調整中 (現在、浜松町駅周辺地区において運用組織を組織中)
駐車施策の実施	協力金等の活用策	○地域の駐車・交通対策の実施 ・フリッジ(集約)駐車施設、共同荷さばき駐車施設の整備 ・路上駐車対策 ・連絡バスの運行支援、公共交通機関利用の促進 ・周辺駐車場との一体的運営	○地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施 ・地域公共交通(巡回バス等)の運行支援 ・共同荷さばき駐車施設整備の助成 ・公共交通機関の利用促進策実施支援 など	○地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施 ・地域公共交通(巡回バス等)の運行支援 ・共同荷さばき駐車施設整備の助成 ・公共交通機関の利用促進策実施支援 など
	その他	○集約駐車場の継続的な確保の取組の実施 ・新築、既存建築物における公認集約駐車施設の認定 ・公認集約駐車施設とのマッチング	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・周辺駐車場との一体的運営 ・集約駐車施設の利用促進 (地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等) ・共同荷さばき駐車施設整備の支援 など	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・周辺駐車場との一体的運営 ・集約駐車施設の利用促進 (地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等) ・共同荷さばき駐車施設整備の支援 など

参考2 駐車場整備地区の設定・駐車場地域ルールについて

参2-2-5 非営利型一般社団法人が駐車場地域ルールを運用しているケースについて

地区名		渋谷地区 (H23. 6)	新宿駅東口地区 (H25. 11)	新宿駅西口地区 (H29. 12)	環状2号線・虎ノ門周辺地区 (H31. 4)
地域ルール区分		駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	駐車場整備計画に基づく地域ルール	低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール
対象エリア		渋谷区駐車場整備地区 (約142ha)	新宿駅東口地区 (約20ha)	新宿駅西口地区 (約70ha)	環2・虎ノ門地区 (約30ha)
地域ルール概要	附置義務基準緩和	○	○	○	○
	隔地・集約化	○	○	○	○
協力金等の制度	協力金	○削減台数1台あたり200万円 ○50台以上削減される場合、50台を超える分につき300万円/台	○削減台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり200万円	○削減台数1台あたり200万円
	運用組織	渋谷地区駐車対策協議会	新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用協議会	新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会	環状2号線周辺地区駐車対策協議会
駐車施策の実施	協力金等の活用策	○地域の駐車対策の実施 ・隔地駐車場の確保 ・路上駐車への対応 ・荷捌き・二輪車の駐車スペース、自転車駐輪スペースの確保 など	○地域まちづくり貢献策の実施 ・集約駐車場の整備 ・共同利用可能障害者用、荷さばき用駐車施設の整備 ・地域の駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備 など	○地域まちづくり貢献策の実施 ・集約駐車場の整備 ・共同利用可能障害者用、荷さばき用駐車施設の整備 ・地域の駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備 など	○地域の低炭素化に寄与する貢献策の実施 ・地域公共交通（巡回バス等）の運行支援 ・共同荷さばき駐車施設整備の助成 ・公共交通機関の利用促進策実施支援 など
	その他	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・周辺駐車場との一体的運営（駐車場ネットワークの形成、共通駐車券、駐車料金体系の見直し等） ・駐車場案内システムの構築 ・フリンジ駐車場の利用促進（フリンジ駐車場料金の補助、シャトルバス運行、手荷物受け渡しサービス等） など	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・適用地区内及び隔地先周辺における違法路上駐車対策 ・駐車場案内の拡充 ・フリンジ駐車場の利用促進 ・連絡バス等の交通手段の運行支援及び利用促進 ・周辺駐車場との一体的運営 ・バリアフリー経路整備を含めた歩行環境の改善 など	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・適用地区内及び隔地先周辺における違法路上駐車対策 ・フリンジ駐車場の利用促進 ・連絡バス等の交通手段の運行支援及び利用促進 ・周辺駐車場との一体的運営 ・バリアフリー経路整備を含めた歩行環境の改善 など	○駐車施設の効率的な活用のための施策の実施 ・周辺駐車場との一体的運営 ・集約駐車場の利用促進（地域内移動の支援、手荷物受け渡しサービス等） ・共同荷さばき駐車施設整備の支援 など